復興支援情報

東日本大震災で被害に遭われた被災者の一日も早い復興のために、新たに追加された支援制度などをお知らせします。

り災証明書 被災証明書

問税務課 ☎㉓2162

■り災証明書

住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するもので、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い被害の程度を証明するものです。

家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、り災証明書の対象外です。

◆持参するもの

印鑑、身分を証明するもの

■被災証明書

住宅以外の被害の場合は、被災写真に基づき被災証明書を発行します。

◆持参するもの

印鑑、被災写真二、三枚程度、身分を証明するもの

※高速道路無料措置に伴う被災証明書の発行を希望する人で、写真がない場合は、その旨を申し出てください。

あしなが育英会の特別一時金の増額

問あしなが育英会東日本大地震・津波緊急対応本部 ☎0120-77-8565

◆対象者

震災で保護者が死亡、行方不明または著しい後遺障害を負った人の子ども

◆給付額

六月一日から給付額を増額し、五月までに送金済みの人にはすでに差額を給付しました。

【特別一時金給付額】

区分	変更前	変更後
大学・短大・専門学校	40万円	100万円
高校生	30万円	80万円
小中学生	20万円	50万円
未就学児	10万円	50万円

◆申請

税務課または各総合支所市民税務課に申請

全国避難者情報システム

問防災安全課 ☎㉓5144

「全国避難者情報システム」とは、東日本大震災により、全国各地に避難されている人に、避難元（住所地）の県・市町村からの情報提供を支援するためのものです。

避難元市区町村および避難元都道府県では、区域外に避難した人への災害に関する手続きなどのお知らせや、さまざまな行政サービスの情報提供を行うため、区域外避難者の所在地などを把握する必要があります。大崎市でも、市外から避難された人からの情報提供の受け付けを行っています。

◆受付窓口

市民課および各総合支所市民税務課

◆申請

平成二十四年三月十日(土)まであしなが育英会に申請

義援金の配分

問社会福祉課 ☎㉓6012

全国から寄せられた義援金を被災者に配分するための支給申請を受け付けています。

◆対象となる世帯

❶住家被害世帯（り災証明書により半壊以上の被害を受けた世帯）

❷母子・父子世帯（❶の世帯のうち震災時に母子・父子世帯であった人または震災により配偶者が死亡し、母子・父子世帯となった人）

❸人的被害（死亡者の遺族や身体障害者手帳一級、二級程度の障害を受けた人など）

❹高齢者・障害者施設入所者など（大規模半壊以上の被害を受けた高齢者および障害者施設に入所していた人。施設のある市町村に申し込み）

❺会社などを解雇された人

※既に申請をした人は、あらためて申請がなくても表中の（ ）の額を追加配分しますが、住家被害に変更があった場合は申請が必要です。

◆申込

社会福祉課または各総合支所保健福祉課

【義援金の支給額および申請に必要な書類】

※（ ）内は義援金受付団体および宮城県から追加配分される金額です。

対象	大崎市	義援金受付団体および宮城県	合計	必要な書類	
全壊（焼）	18万円	100万円（55万円）	118万円	り災証明書	印鑑、預金通帳の写し、運転免許証や健康保険証など申請者を確認できる書類
大規模半壊	9万円	75万円（50万円）	84万円		
半壊	9万円	50万円（30万円）	59万円		
母子・父子世帯	－	20万円	20万円	り災証明書、住民票、戸籍	
死亡者	18万円	100万円（50万円）	118万円	死亡診断書、住民票除票	
震災孤児	－	50万円	50万円		
災害障害見舞金対象者	－	10万円	10万円	診断書	
重傷者	9万円	－	9万円		
解雇または内定取り消し	5万円	－	5万円	離職票、資格喪失証明書など	

家屋の解体処分

問環境保全課 災害廃棄物対策室 ☎㉓2123 ☎㉓6074

危険な家屋による二次的災害を防止するために、所有者からの申請に基づいて、大崎市が解体処分します。

◆対象となる家屋

り災証明書で、全壊または大規模半壊の判定を受けた家屋で全部解体するもの。個人住宅、分譲マンション、個人所有のアパートおよび貸家

◆申請できる人

家屋の所有者

◆申請に必要なもの

❶申請者が確認できるもの（運転免許証またはパスポートなど）

❷り災証明書（全壊、大規模半壊）の写し

❸解体する家屋の建物登記簿全部事項証明書（仙台法務局古川支局で、り災証明書原本の提示により無料交付）

※未登記の場合は資産情報を確認するため、所有者の同意が必要です。

❹建物登記簿全部事項証明書に他の共有者や抵当権者などの権利関係者がいる場合、全員からの同意書

❺相続登記されていない場合、遺産分割協議書または申請者以外の法定相続人全員の同意書

❻代理人の場合、委任状（所有者の印鑑証明書が必要）

❼その他申請内容を確認するために必要な書類

◆申込

環境保全課災害廃棄物対策室または各総合支所総務課に申し込み

すでに家屋の解体処分が終了している場合

この制度の受付が始まる前（七月十日まで）に施工業者と契約して解体処分をした人で、大崎市と施工業者との契約に変更できる場合は対象となります。申請には施工業者と一緒に来庁してください。

◆申請に必要なもの

❶被災家屋の解体処分の申請に必要な❶～❼

❷施工業者からの契約書または領収書

❸施工前と施工後の写真

❹損壊家屋解体処分工事費用内訳書（市指定の様式に施工業者が作成したもの）

※登記されている建物を解体した場合でも、滅失登記前の建物登記簿全部事項証明書があれば申請できます。

◆申込

八月一日(月)から十月三十一日(月)まで環境保全課災害廃棄物対策室または各総合支所総務課に申し込み

解体処分の施工を希望する業者の登録受付

◆申請に必要なもの

❶損壊家屋等解体処分見積参加登録申請書

❷平成二十二年度、二十三年度分建設工事入札参加登録通知書の写し

❸八十円切手を貼った返信用封筒（長形三号）

※❶については、大崎市ウェブサイトからダウンロードができます。

◆申込

環境保全課災害廃棄物対策室に申し込み

◇組織の新設について

七月一日付で環境保全課内に災害廃棄物対策室を設置しました。災害廃棄物対策室の設置に伴い、**環境保全課の事務室は、市役所西庁舎四階に移転しました。**

災害ごみ一時保管所

地域		場所	8月の受け入れ日	受け入れ品目
古川	環境保全課 災害廃棄物対策室 ☎23-2123 ☎23-6074	岩出山上野目字朴木欠地内（日東電工㈱向い）	毎週日曜日・水曜日、第2・4土曜日および13日(土)～17日(水)を除く日	家屋廃材（「かやぶき屋根のかや」も可）、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの（スレート瓦など）
		㈱江合（石田工業団地内）	毎週日曜日、第2・4土曜日および13日(土)～17日(水)を除く日	瓦、コンクリートブロック類
松山	総合支所総務課 ☎55-2111	駅前市営住宅跡地	毎週金曜日・土曜日および14日(日)～18日(木)を除く日 ※三本木地域は4t車以下のみ搬入可能	畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
		海洋センター隣接地		家屋廃材（木材、木くず）
三本木	総合支所総務課 ☎52-5830	桑折字推路山地内		家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
鹿島台	総合支所総務課 ☎56-7111	旧鹿島台商業高校跡地		
岩出山	総合支所総務課 ☎72-1211	岩出山木通沢地内	総合支所総務課へお問い合わせください。	コンクリートブロック、瓦類、土壁
田尻	総合支所総務課 ☎39-1111	大貫地区公民館グラウンド	毎週金曜日・土曜日および14日(日)～18日(木)を除く日	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類

※搬入時間は9時～12時、13時～16時、対象は個人の災害ごみに限ります。
※古川地域は、「り災証明書」「被災証明書」の交付を受けた個人または申請中の個人が対象です。事前に環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。申請は震災で被害を受けた世帯員に限ります。申請には、❶搬入する車両ナンバー❷搬入者の住所、氏名、連絡先❸解体家屋の坪数❹搬入期間の記入が必要です。
※「かやぶき屋根のかや」「アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの」を搬入する場合は、事前に環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。
※古川地域以外の搬入でも「り災証明書」または「被災証明書」を提示してください。提示のない場合は搬入できません。